



平成 30 年 7 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 星崎 尚彦  
 (JASDAQ・コード9263)  
 問合せ先  
 役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰  
 電 話 03-6453-6644 (代表)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 7 月 24 日開催予定の第 1 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 今後、グループ経営体制の再編がなされる場合には当該再編を柔軟かつ機動的に行うことができるよう、現行定款における事業目的について、当社が子会社の事業を自ら営むことができるように変更するものであります。
- (2) 関連事業等、業容の拡大に伴う人員増により物理的なスペースが不足してきたことにより、当社に加えて、東京に拠点を置く当社子会社の東京本社もしくは本社機能を再整備し、コミュニケーションの活性化等を促進するため、本店の所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。
- (3) 当社の A 種劣後株式及び B 種劣後株式が全て消却されたことに伴い、必要な規定の変更を行うものであります。
- (4) 当社は、業務執行に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、意思決定の迅速化を実現することを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等その他の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第 1 条 (条文省略)	
第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有	第 2 条 (目的) 当社は、 <u>次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有</u>

<p>することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 眼鏡の販売</li> <li>2. コンタクトレンズの販売</li> <li>3. 眼鏡用レンズ・フレームの製造、販売</li> <li>4. 眼鏡販売業用機の販売、賃貸業</li> <li>5. 眼鏡販売加盟店の募集並びに経営の指導</li> <li>6. 補聴器の販売</li> <li>7. ゴルフ場、ゴルフ練習場の経営及びゴルフ会員権の売買</li> <li>8. 旅館及び食堂、喫茶店の経営</li> <li>9. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業</li> <li>10. ロイヤルゼリー粒、蜂の巣の加工品等の健康食品、清涼飲料水の販売</li> <li>11. 化粧品の販売</li> <li>12. 時計、貴金属及び宝飾品の販売</li> <li>13. 古物営業法に基づく古物商</li> <li>14. 損害保険の募集に関する業務</li> <li>15. 眼鏡等の学校の経営</li> <li>16. フランチャイズチェーンの経営及び募集</li> <li>17. 経営コンサルティング</li> <li>18. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>	<p>することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 眼鏡の<u>輸出入、製造、卸売、販売、修理</u></li> <li>2. コンタクトレンズの<u>輸出入、製造、卸売、販売</u></li> <li>3. 眼鏡用レンズ・フレームの<u>輸出入、卸売、製造、販売</u></li> <li>4. 眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の<u>企画、開発、製造、販売、賃貸および輸出入に関する事業</u></li> <li>5. 眼鏡型ウェアラブル端末およびその周辺機器の<u>保守、修理等のサービスに関する事業</u></li> <li>6. ウェアラブル端末用眼鏡フレームおよびレンズの<u>企画、開発、製造、販売および輸出入に関する事業</u></li> <li>7. 眼鏡型ウェアラブル端末用ソフトウェアの<u>企画、開発、販売および輸出入に関する事業</u></li> <li>8. プリズム、センサー等眼鏡型ウェアラブル端末関連技術の研究開発、企画、製造、販売および輸出入に関する事業</li> <li>9. 眼鏡販売業用機の販売、賃貸業</li> <li>10. 眼鏡販売加盟店の募集並びに経営の指導</li> <li>11. 補聴器の<u>輸出入、製造、卸売、販売、修理</u></li> <li>12. 視力補正用レンズ、検眼用器具等医療用具の<u>販売</u></li> <li>13. <u>光学機器販売修理</u></li> <li>14. ゴルフ場、ゴルフ練習場の経営及びゴルフ会員権の売買</li> <li>15. 旅館及び食堂、喫茶店の経営</li> <li>16. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業</li> <li>17. ロイヤルゼリー粒、蜂の巣の加工品等の健康食品、清涼飲料水の<u>輸出入、製造、卸売、販売</u></li> <li>18. 化粧品の<u>輸出入、製造、卸売、販売</u></li> <li>19. 時計、計時機、装身具、貴金属及び宝飾品の<u>輸出入、製造、卸売、販売、修理</u></li> <li>20. 古物営業法に基づく古物商</li> <li>21. 損害保険の募集に関する業務</li> <li>22. 眼鏡等の学校の経営</li> <li>23. 医薬品、医薬部外品及び医療用機械器具の<u>輸出入、製造、卸売、販売</u></li> <li>24. フランチャイズチェーンの経営及び募集</li> <li>25. 経営コンサルティング</li> <li>26. 通信ネットワークを利用した情報および</li> </ol>
---	---

<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>～第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、3億5000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>普通株式</td><td>3億5000万株</td></tr> <tr><td>A種優先株式</td><td>800株</td></tr> <tr><td>B種優先株式</td><td>1株</td></tr> <tr><td>C種優先株式</td><td>1000株</td></tr> <tr><td><u>A種劣後株式</u></td><td><u>1億1000万株</u></td></tr> <tr><td><u>B種劣後株式</u></td><td><u>1億株</u></td></tr> </table> <p>(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、普通株式、<u>A種劣後株式及びB種劣後株式</u>につき100株とし、<u>A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式</u>につき1株とする。</p> <p>～第10条の29 (条文省略)</p> <p><u>第2章の5 A種劣後株式</u></p> <p><u>(剰余金の配当)</u> 第10条の30 当社は、<u>A種劣後株式を有する株主 (以下「A種劣後株主」という。)</u>に対し、<u>剰余金の配当を行わない。</u></p>	普通株式	3億5000万株	A種優先株式	800株	B種優先株式	1株	C種優先株式	1000株	<u>A種劣後株式</u>	<u>1億1000万株</u>	<u>B種劣後株式</u>	<u>1億株</u>	<p><u>コンテンツの仲介および提供に関する事業</u> <u>27. 出版、放送、メディアおよびコンテンツに関する事業</u> <u>28. インターネット等を通じた商取引および前記各号に関する事業</u> <u>29. 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他知的財産権の取得およびその管理運用に関する事業</u> <u>30. 医薬品、医薬部外品及び医療用機械器具</u> <u>31. 飲食店の経営</u> <u>32. 食料品、健康食品、日用雑貨品の販売</u> <u>33. 前記各号に関する各種サービスの提供、研修およびコンサルティング事業</u> <u>34. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、3億5000万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr><td>普通株式</td><td>3億5000万株</td></tr> <tr><td>A種優先株式</td><td>800株</td></tr> <tr><td>B種優先株式</td><td>1株</td></tr> <tr><td>C種優先株式</td><td>1000株</td></tr> </table> <p>(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、<u>A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式</u>につき1株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	普通株式	3億5000万株	A種優先株式	800株	B種優先株式	1株	C種優先株式	1000株
普通株式	3億5000万株																				
A種優先株式	800株																				
B種優先株式	1株																				
C種優先株式	1000株																				
<u>A種劣後株式</u>	<u>1億1000万株</u>																				
<u>B種劣後株式</u>	<u>1億株</u>																				
普通株式	3億5000万株																				
A種優先株式	800株																				
B種優先株式	1株																				
C種優先株式	1000株																				

<p><u>(残余財産の分配)</u>  <u>第10条の31 当社の残余財産を分配する  ときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録  株式質権者に対して当会社定款第10条の3に  従い残余財産の分配をした後に残余財産がある  ときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対  して、A種劣後株主又はA種劣後株式の登録株  式質権者（以下「A種劣後登録株式質権者」とい  う。）及びB種劣後株式を有する株主（以下「B  種劣後株主」という。）又はB種劣後株式の登録  株式質権者（以下「B種劣後登録株式質権者」と  いう。）に先立ち、普通株式1株につき、本条第  3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の  分配を行う。</u></p> <p><u>② 普通株主又は普通登録株式質権者に対して</u>  <u>前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産</u>  <u>があるときは、当社は、A種劣後株主又はA</u>  <u>種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普</u>  <u>通登録株式質権者並びにB種劣後株主及びB種</u>  <u>劣後登録株式質権者と同順位にて、A種劣後株</u>  <u>式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産</u>  <u>分配額（但し本条第1項に従い分配した残余財</u>  <u>産分配額を除く。）及びB種劣後株式1株当</u>  <u>たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財</u>  <u>産の分配を行う。</u></p> <p><u>③ 普通株式分配基準額は、当初1639円と</u>  <u>する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(議決権)</u>  <u>第10条の32 A種劣後株主は株主総会におい</u>  <u>て議決権を有する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(種類株主総会の議決権)</u>  <u>第10条の33 当社が、会社法第322条</u>  <u>第1項各号に掲げる行為をする場合において</u>  <u>は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種</u>  <u>劣後株主を構成員とする種類株主総会の決議を</u>  <u>要しない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(A種劣後株式の併合又は分割、募集株式の</u>  <u>割当てを受ける権利等)</u>  <u>第10条の34 当社は、法令に別段の定め</u>  <u>がある場合を除き、A種劣後株式について株式</u></p>	<p>(削除)</p>

の併合又は分割は行わない。

② 当社は、A種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当社は、A種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(A種劣後株式の普通株式対価の取得請求権)

第10条の35 A種劣後株主は、平成29年11月1日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降いつでも、当社に対して、その有するA種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種劣後株主が取得の請求をしたA種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種劣後株主に対して交付するものとする。

1. 取得と引換えに交付する普通株式の数

A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

2. 取得比率は、2.211とする。

3. (ア)当社は、A種劣後株式の発行日後、本項(イ)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得比率調整式(A種)」という。)により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}$$

(イ)取得比率調整式(A種)により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

(削除)

(a) 本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(ただし、本項(イ)(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(イ)(c)に定める証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(イ)(c)に定める新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

(b) 当会社普通株式の分割又は当会社普通株式の無償割当て(以下「株式分割等」という。)を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(c) 本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)又は行使することにより当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行若しくは処分する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式(A種)を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日

(特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降、これを適用する。

(ウ) (a)取得比率調整式(A種)の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

(b)取得比率調整式(A種)で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値(気配表示を含む。)のない日数を除く。)の東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(c)取得比率調整式(A種)で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、当会社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式(A種)で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(エ)本項(イ)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。

(a)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

(b)本項(エ)(a)の他、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

(c)取得比率を調整すべき事由が2つ以上相俟して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

4. 前項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日そ

<p><u>の他必要な事項をA種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</u></p>	
<p><u>第2章の6 B種劣後株式</u></p>	(削除)
<p><u>(剰余金の配当)</u></p>	(削除)
<p><u>第10条の36当社は、B種劣後株主に対し、剰余金の配当を行わない。</u></p>	
<p><u>(残余財産の分配)</u></p>	(削除)
<p><u>第10条の37当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して当会社定款第10条の3に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者及びB種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。</u></p>	
<p><u>② 普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、B種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種劣後株主及びA種劣後登録株式質権者と同順位にて、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し本条第1項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びA種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。</u></p>	
<p><u>③ 普通株式分配基準額は、当初1639円とする。</u></p>	
<p><u>(議決権)</u></p>	(削除)
<p><u>第10条の38B種劣後株主は株主総会において議決権を有する。</u></p>	
<p><u>(種類株主総会の議決権)</u></p>	(削除)
<p><u>第10条の39当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種劣後株主を構成員とする種類株主総会の決議を</u></p>	



(イ)取得比率調整式（B種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

(a)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当会社普通株式又は処分する当会社の有する当会社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(イ)(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(イ)(c)に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(イ)(c)に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割等を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

(c)本項(ウ)(b)に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当会社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割

当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

(ウ) (a)取得比率調整式（B種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。(b)取得比率調整式（B種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の東京証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）における当会社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(c)取得比率調整式（B種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、当会社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(エ)本項(イ)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。

(a)株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

(b)本項(エ)(a)の他、当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

(c)取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

4. 前項(ア)から(エ)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得

<p><u>比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</u></p> <p>第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、14名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、14名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会<u>において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>増員又は補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について、議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から</u>取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から</u>取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について、議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項</u>の定めるところに従い、取締役会</p>
---	---

<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第29条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第30条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p><u>の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>第31条～第42条</u> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第31条</u> 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のために必要な権限を行使する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第36条</u> 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第37条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
--	---

<p>第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第48条～第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条～第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 平成30年4月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条の定めるところによる。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成30年7月24日(予定)
定款変更の効力発生日	平成30年7月24日(予定)

以上